**特定個人情報等の取り扱いに関する覚書**

株式会社○○○○（以下「甲」という）と社会保険労務士法人キラリス（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結された業務委託契約（以下「本契約」という。）に基づき甲が乙に委託する各種の業務（以下「本業務」という。）の遂行における個人番号及び特定個人情報の取扱いに関し、以下のとおり覚書を締結する。

第１条（目的）

本覚書は、本業務の委託にあたって甲が乙に提供し、又は乙が収集する特定個人情報等の適切な保護を目的として、乙における特定個人情報の取扱条件を定めるものである。

第２条（定義）

本覚書において、以下に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（１）「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）第２条第１項に規定する個人情報をいう。

（２）「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第２条５項に定める個人番号をいい、同条８項括弧書きにさだめられたものを含む。

（３）「特定個人情報」とは、番号法第２条８項に定めるものをいう。

（４）「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報をいう。

（５）「個人番号関係事務」とは、番号法第９条３項に定める事務をいう。

（６）「職員」とは、乙の業務に従事する者をいい、正社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員などの全ての者を含む。

第３条（特定個人情報等の取扱い）

乙は、甲に係る従業員の特定個人情報等を以下の目的においてのみ利用することができる。

（１）健康保険・厚生年金保険関係届出事務

（２）雇用保険関係届出事務

（３）労働者災害補償保険法関係届出事務

（４）国民年金第三号被保険者関係届出事務

（５）給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務

２．乙は委託業務の目的以外の目的に利用してはならないものとする。

第４条（取扱規程の遵守）

１．乙は、特定個人情報等の適正な取り扱いを確保するため、個人情報保護法、番号法その他の法令、及び、乙の内部規程（「特定個人情報取扱規程」別紙参照）を遵守するものとする。

第５条（秘密保持）

１．乙は､本業務遂行にあたって、甲から提供を受け、又は、甲からの委託に基づいて収集した特定個人情報等を秘密に保持し、法令に基づく場合、又は、再委託を行う場合を除き、第三者に提供、開示、漏洩をしてはならない。

２．乙は、特定個人情報等に関する秘密を保持するため、法令及び本覚書に定められた事項を乙の職員に周知徹底し、これを遵守させなければならない。

３．乙は、本業務を遂行する上で必要な範囲の職員以外の職員に対して、特定個人情報等を取り扱わせてはならない。

第６条（事業所内からの持ち出しの禁止）

１．乙は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等の安全な方策を講じる。

第７条（再委託）

１．乙は、事前に甲の書面による許諾を得た場合に限り、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

２．乙は、再委託先に対し、当該委託にかかわる個人番号関係事務において取り扱われる特定個人情報等について安全管理を図ることを目的として、本覚書に基づいて乙が負担する義務と同等の義務を課し、これが遵守されるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第８条（漏洩等が発生した場合の責任）

１．乙は、特定個人情報等を漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という。）することがないよう必要な措置を講じるものとし、乙の責めに帰すべき事情による特定個人情報等の漏洩等に関し、責任を負うこととする。

２．乙の職員が、本覚書に違反して、特定個人情報を本業務の遂行の目的以外に利用した場合、又は第三者に提供・開示・漏洩等をした場合には、乙は甲に直ちに報告しなければならない。この場合、乙は速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、甲に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。

３．特定個人情報等の漏洩等に関し、甲の従業員を含む第三者から、訴訟上または訴訟外において、甲又は乙に対する損害賠償請求等の申立てがなされた場合、他方当事者は当該申立ての調査解決等につき合理的な範囲で協力するものとする。

４．本条の定めは本件契約終了後も有効とする。

第９条（契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄）

１．本件契約が終了した場合は、法令に基づいて保管義務が存する場合を除き、乙は本業務に関連した特定個人情報等を速やかに甲に返却するものとする。ただし、甲の指示があるときは、その指示内容に従い、適切な方法で廃棄等の処分を行なうものとする。

２．乙は本契約終了にあたって、パソコンその他ネットワーク上における情報は速やかに消去するものとする。

第１０条（職員に対する監督・教育）

１．乙は、本業務に従事する職員に対して、本業務を遂行するにあたって特定個人情報等を適切に取り扱うよう監督するとともに、特定個人情報等を適切に取り扱うために必要な教育及び訓練をしなければならない。

第１１条（委託業務の遵守状況についての報告）

１．甲は、乙に対して、委託業務の遵守状況、情報管理の方法や体制等について随時報告を求めることができる。

２．前項における報告において、甲は、乙に対して情報が漏えいすることがないような対策を講じるよう指図することができる。乙は、その改善に向けて迅速に対応しなければならない。

第１２条（協議事項）

１．本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙間で協議のうえ解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、甲乙記名押印のうえ２通を作成し、各自１通を保有する。

　　年　　月　　日

（甲）

（乙）